

# 令和元年度原子力規制委員会 臨時会議

## 第41回会議議事要旨

令和元年11月6日(水)

原子力規制委員会

令和元年度 原子力規制委員会臨時会議 第41回会議

令和元年11月6日

18:00～18:30

原子力規制委員会庁舎内

議事次第

議題： 九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定の変更認可に係る執行停止の申し立て及び異議申立てに対する決定について

出席者 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員長代理、山中委員、伴委員、石渡委員  
原子力規制庁

荻野長官、片山次長、櫻田原子力規制技監、市村原子力規制部長、  
山形緊急事態対策監、大村審議官、児嶋総務課長、  
黒川統括調整官、田口安全規制管理官（実用炉審査担当）、  
内藤安全規制調整官、成田課長補佐（規格基準） 他

冒頭、更田委員長から、今回は、原子力規制委員会が自ら行った処分の適否及び当不当について審理するという異議申立て手続の性質に鑑み、原子力規制委員会議事運営要領第7条の規定に基づき非公開で開催することを確認し、出席した全委員が了解した。

審理官である黒川統括調整官から、資料1及び資料2に基づき、九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定の変更認可（以下「川内保安規定変更認可」という。）に係る異議申立て（以下「川内保安規定異議申立て」という。）及び執行停止の申立て（以下「川内保安規定執行停止申立て」という。）に対する決定書案について、説明を行った。

川内保安規定異議申立てにつき、原子力規制委員会は、原子炉等規制法第43条の3の2第2項に基づき処分した川内保安規定変更認可に違法性ないし不当性はないことを確認した。

川内保安規定執行停止申立てにつき、原子力規制委員会は、「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要がある」と認められないことを確認した。

原子力規制委員会は、川内保安規定異議申立て及び川内保安規定執行停止申立てに対する決定書案について、一部の記載を修正のうえ決定した。

文責：原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門